

仕様書別紙

項 目	性 能 等
【 I C U 構 成 】 1. カメラ仕様	(1)病室内に解像度1920×1080以上、パンチルトズーム機能(パン350度以上、チルト180度以上、ズーム光学10倍以上)、音声入力、ONVIF規格に対応したドーム型IPカメラ10台を設置すること。また、入退室口に解像度920×1080以上、ONVIF規格に対応したドーム型IPカメラ3台を設置すること。 (2)設置方法及び詳細場所については担当部局と協議すること。
2. レコーダー仕様	(1)分割表示、録画を行うレコーダーはライセンス追加により筐体の交換を必要とせずにカメラ登録台数を段階的に増加させることが可能であり、20台以上の登録が可能であること。 (2)解像度、画質、フレームレート、ビットレートの設定変更が可能であること。 (3)映像の圧縮が可能であること。 (4)RJ-45×2、USB×3、HDMI×2のインターフェースを有すること。 (5)HDMI出力は解像度1920×1080以上のフルハイビジョン出力を2系統、または解像度3820×2160以上の4K出力を1系統の映像出力が可能であること。 (6)画面は複数分割を選択が可能であること。 (7)分割レイアウトはマウス操作により、変更が可能であること。 (8)カメラ13台を常時画面に分割して表示が可能であること。 (8)瞬停に備えUPSと連動し、安全に自動シャットダウンが可能であること。 (9)記録媒体はハードディスクを最大2台まで搭載でき、必要に応じてRAID1/RAID5/RAID6に対応した機器であること。 (10)将来拡張を考え、国内で入手可能な様々なメーカーのカメラが接続可能であること。 (11)ハードディスク容量は2TB以上を有すること。
3. モバイル端末仕様	(1)分割表示を行うモバイル端末はライセンス追加により筐体の交換を必要とせずにカメラ登録台数を20台以上登録が可能であること。 (2)RJ-45×2、USB×3、HDMI×2のインターフェースを有すること。 (3)HDMI出力は解像度1920×1080以上のフルハイビジョン出力を2系統、または解像度3820×2160以上の4K出力を1系統の映像出力が可能であること。 (4)画面は複数分割を選択が可能であること。 (5)分割レイアウトはマウス操作により、変更が可能であること。 (6)カメラ13台を常時画面に分割して表示が可能であること。 (7)指定箇所合計2台設置すること。また、設置方法及び場所詳細については担当部局と協議のうえ決定すること。
4. 表示用ディスプレイ仕様	(1)分割表示用のディスプレイは40型以上であること。 (2)モバイル端末とディスプレイを接続するケーブルも設置方法に応じて必要な長さ及び仕様であること。 (3)ディスプレイを壁面または天井に設置するための取り付け金具を有すること。 (4)モバイル端末に接続するディスプレイを4台設置すること。
5. その他	搬入、設置等費用を含めること。 ※同等品可（仕様に疑義がある場合は、担当部局と協議すること。）

【HCU構成】	
1. カメラ仕様	(1) 病室内に解像度1920×1080以上、ONVIF規格に対応したドーム型IPカメラ28台を設置すること。 (2) 設置方法及び詳細場所については担当部局と協議すること。
2. レコーダー仕様	(1) 分割表示、録画を行うレコーダーはライセンス追加により筐体の交換を必要とせずにカメラ登録台数を段階的に増加させることが可能であり、35台以上登録が可能であること。 (2) 解像度、画質、フレームレート、ビットレートの設定変更が可能であること。 (3) 映像の圧縮が可能であること。 (4) RJ-45×2、USB×3、HDMI×2のインターフェースを有すること。 (5) HDMI出力は解像度1920×1080以上のフルハイビジョン出力を2系統、または解像度3820×2160以上の4K出力を1系統の映像出力が可能であること。 (6) 画面は複数分割を選択が可能であること。 (7) 分割レイアウトはマウス操作により、変更が可能であること。 (8) カメラ28台を常時画面に分割して表示が可能であること。 (9) 瞬停に備えUPSと連動し、安全に自動シャットダウンが可能であること。 (10) 記録媒体はハードディスクを最大4台まで搭載でき、必要に応じてRAID1/RAID5/RAID6に対応した機器であること。 (11) 将来拡張を考え、国内で入手可能な様々なメーカーのカメラが接続可能であること。 (12) ハードディスク容量は4TB以上を有すること。
3. 表示用ディスプレイ仕様	(1) 分割表示用のディスプレイは40型以上であること。 (2) モバイル端末とディスプレイを接続するケーブルも設置方法に応じて必要な長さ及び仕様であること。 (3) ディスプレイを壁面または天井に設置するための取り付け金具を有すること。
4. その他	搬入、設置等費用を含めること。 ※同等品可（仕様に疑義がある場合は、担当部局と協議すること。）